明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○総務省組織令の一部を改正する政令（一八七）　三
○国土交通省組織令の一部を改正する政令（一八八）　四
○防衛省組織令等の一部を改正する政令（一八九）　七
〔内閣官房令・府令・省令〕
○関係行政機関が所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部を改正する命令（内閣官房・内閣府・総務・法務・外務・財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境・原子力規制委・防衛一）　七
〔府　令〕
○無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令（内閣府四四）　一六
○金融商品取引業等に関する内閣府令及び金融サービス仲介業者等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（同四五）　一六
○消費者庁組織規則の一部を改正する内閣府令（同四六）　一六
〔府令・省令〕
○認可特定保険業者等に関する命令の一部を改正する命令（内閣府・総務・法務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境三）　一七
○外国保険会社等供託金規則等の一部を改正する命令（内閣府・法務五）　一三
○犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律施行規則の一部を改正する命令（内閣府・財務・厚生労働・農林水産・経済産業一）　一三
○労働金庫法施行規則等の一部を改正する命令（内閣府・厚生労働六）　一五
〔省　令〕
○総務省組織規則の一部を改正する省令（総務六三）　一五
○電気通信紛争処理委員会事務局組織規則を廃止する省令（同六四）　一五
○電波法施行規則等の一部を改正する省令（同六五）　一四〇
○無線局運用規則の一部を改正する省令（同六六）　一四
○破壊活動防止法施行規則の一部を改正する省令（法務三四）　一四
○無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律施行規則の一部を改正する省令（同三五）　一四六
○ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律施行規則の一部を改正する省令（文部科学三四）　一四六
○年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（厚生労働一一五）　一五二
○電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令（経済産業五六）　一〇九
○エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（同五七）　一四
○国土交通省組織規則の一部を改正する省令（国土交通四三）　一五三
○地方航空局組織規則の一部を改正する省令（同四四）　一五七
○観光庁組織規則の一部を改正する省令（同四五）　一五八
〔規　則〕
○人事院規則八―一八（採用試験）の一部を改正する人事院規則（人事院八―一八―三〇）　一五九
○国家公安委員会における特定秘密の保護に関する規則の一部を改正する規則（国家公安委七）　一六三
○公安審査委員会審査規則の一部を改正する規則（公安審査委一）　一六六
○無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律の規定に基づく規制措置の手続等に関する規則の一部を改正する規則（同二）　一六六
〔告　示〕
○沖縄振興開発金融公庫法施行令第四条第一号ニの規定に基づき主務大臣が指定する感染症等を定める件（内閣府・財務一三）　一六六
○保険業法第百十六条第二項の規定に基づく長期の保険契約で内閣府令で定めるものについての責任準備金の積立方式及び予定死亡率その他の責任準備金の計算の基礎となるべき係数の水準及び保険業法施行規則第六十八条第二項第四号及び第三項第四号並びに第百四十九条第二項第四号及び第三項第四号の規定に基づく保険業法第百十六条第二項に規定する責任準備金の計算の基礎となるべき水準について必要な定めをすることが適当でない保険契約の一部を改正する件（金融庁三九）　一六六
○屋内広帯域電力線搬送通信設備の使用範囲を定める件（総務二一〇）　一四
○伝導妨害波の電流及び電圧並びに放射妨害波の電界強度の測定方法を定める件の一部を改正する件（同二一一）　一七
○高周波利用設備の型式についての指定の申請書及び添付書類の様式等を定める件の一部を改正する件（同二一二）　一七
○一般用非接触電力伝送装置及び電気自動車用非接触電力伝送装置からの電波の強度に対する安全施設の状況を定める件の一部を改正する件（同二一三）　一七
○政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成二十九年分）を公表する件の一部を訂正する件（同二一四）　一七
○政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成三十年分）を公表する件の一部を訂正する件（同二一五）　一八三

（以下次のページへ続く）

本日公布された法令の「あらまし」は、三ページに掲載されています。